

事務連絡
令和4年9月29日

各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課

本邦におけるサル痘の患者発生を踏まえた採血に係る対応について

サル痘患者等（「サル痘に関する情報提供及び協力依頼について」（令和4年5月20日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）に示す「疑い例」を含む。以下同じ。）からの採血等については、令和4年7月29日付け薬生発0729第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知（以下「局長通知」という。）をもって通知したところですが、更に留意すべき事項は下記のとおりですので、貴職におかれては留意の上、貴管内日本赤十字血液センターに対し、周知徹底をお願いします。

記

局長通知の3中、供（献）血者が採血時にサル痘患者等との接触者であったことが判明した場合の遡及調査期間については「初回接触日を起点として最終接触日から21日後を終点とする期間」を示すものであること。

以上